

凍結防止剤散布業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、津山市（以下「委託者」という。）が凍結防止剤散布業務を受託者に委託して実施する場合に適用する。

2 この仕様書の定めのない事項については、委託者又は受託者が定める監督員の指示によるものとする。

(凍結防止剤散布の目標)

第2条 路面の凍結を事前に防止し、又は凍結している路面を緊急に融解することにより、道路のもつ車線幅員の確保を目標とする。

(待機)

第3条 受託者は、気象状況に注意を払い、作業の出動基準に達した場合には速やかに出動できるよう態勢を整えておくこと。

2 受託者は作業の出動基準に達した場合、委託者又は受託者が定める監督員へ状況報告を行うとともに、出動の指示を受けること。

(作業)

第4条 受託者は、委託者又は委託者が定める監督員から出動の指示があった場合は、直ちに出勤して速やかに作業を行い通行を確保しなければならない。なお、凍結防止剤散布に出勤したが散布の必要がなかった場合は、パトロールを実施したものとする。

2 各作業の出動基準は、次のとおりとする。

(1) 凍結防止剤散布

- ・路面が凍結又はそのおそれがある場合
- ・散布量は 20～30 g/m²を標準とする

3 受託者は、作業の開始時及び完了時には、委託者又は委託者が定める監督員へ報告するものとする。

(作業計画)

第5条 受託者は、契約締結後速やかに次の事項を記載した作業計画書を提出し、委託者又は委託者が定める監督員の承認を得るものとする。また、その内容に変更を生じるときも同様とする。

- (1) 各体制時（平常時、異常降雪時）の作業班の編成
- (2) 連絡方法
- (3) 作業方法
- (4) 安全管理

(安全管理等)

第6条 作業の安全管理及び作業に伴う交通安全対策については、受託者の責任において行うものとし、委託契約書によるほかは次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 受託者は、作業に伴う苦情等に対しては、早急に、誠心誠意対応すること。
- (2) 受託者は、委託者が支給した凍結防止剤を、品質保持が図られるように適切に保管すること。また、散布作業の必要量を常に確保するように、在庫管理を行うこと。

(騒音防止)

第7条 受託者は、付近住民の迷惑にならないよう、騒音防止に努めなければならない。

(運転日報等)

第8条 日報等提出書類については、特記仕様書に記載事項のとおり。

(クレーン操作)

第9条

車庫内において、凍結防止剤(500kg)を散布車に搬入の際は、備え付けの移動式クレーンの操作が必要となるが、その操作にあたり玉掛け技能講習修了者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者、クレーンの運転の業務に係わる特別教育修了証の資格を有する者が作業にあたること。

また、資格者証を携帯のこと。

(支払いについて)

第10条

受託者は、日報、月報等の必要書類を整理記入し、月初めに前月までの成果を提出すること。支払については、3月31日期間終了後に稼働実績に基づき支払うこととする。